

### 第3 防火区画

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）が平成12年4月1日に施行されたことに伴い、これまでの建設省等の通達等については建築主事の執務上の取扱いによることとなったため、その取扱いについては建築主事に確認すること。

#### 1 面積区画

(1) 建基政令第112条第1項第1号及び第6項第1号に用途上防火区画しなくてもやむを得ない用途が例示されているが、倉庫、荷さばき施設（荷役機械を除く。）、ポーリング場、屋内プール、屋内スポーツ練習場は、その他これらに類する用途に含まれるものとする。ただし、飲食店、喫茶店その他付属的営業施設の用途に供する部分については区画すること。（昭和44年建設省住指発第26号、昭和46年建設省住指発第905号）

なお、建基政令第112条第1項第1号及び第6項第1号の適用については、用途上、防火区画が設けられない場合に限定しているものであり、一般的な倉庫など用途上防火区画の設置が可能であるものについては、当該面積区画は設ける必要がある。

(2) 百貨店、マーケット等の売場で、一の階の売場面積がおおむね1,000㎡以上のものは、2以上の区域に区画すること。この場合の区画は煙の拡散を防ぐためのものであるからガラススクリーン（線入ガラスのはめ殺し等）、煙感知器の作動と連動して閉鎖する防火設備、その他防煙上これと同等以上のものとする。◆

(3) 駐車の用に供する部分が地階に存する場合には、当該部分に泡消火設備等の自動消火設備が設けられた場合であっても、おおむね床面積1,500㎡程度以下ごとに防火区画を設けること。

なお、この場合、当該防火区画ごとに2以上の避難経路を確保すること。◆

(4) 駐車の用に供する部分が地階に存する場合、当該部分に避難階段等の避難施設が直接面する場合には、当該避難施設に防火区画された前室を設けること。◆

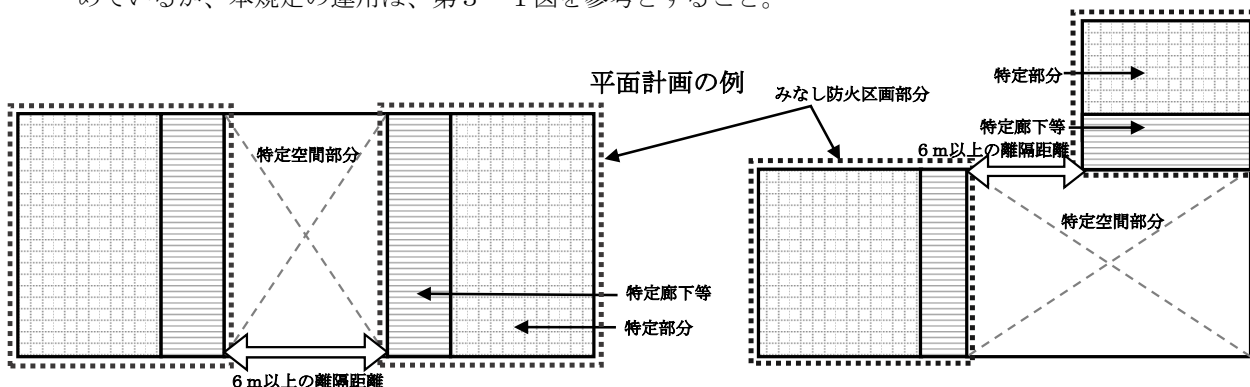
(5) 吹抜け等の空間を設けた場合における面積区画（建基政令第112条第3項）は、令和2年国土交通省告示第522号によるほか、次の内容を参考にすること。（令和2年国土交通省国住指第4658号）

ア 特定空間部分として想定する用途は玄関ホール、ロビーその他これらに類するものとしており、これら以外の用途に供する建築物の部分が当該部分に含まれることは認められないこと。

イ 令和2年国土交通省告示第522号第1号ロにおける特定空間部分の高さの算定は、当該部分の平均高さとする。

ウ 建基政令第112条第3項の規定の適用によって、同条第1項の規定に基づき、空間部分と当該二以上の部分との間に耐火構造の壁等の区画材を設ける必要はなくなるが、同条第11項の規定に基づき同項に規定する竪穴部分である当該区画部分と当該二以上の部分との区画は別途要求されることから、当該区画材を設けずに建築する場合には別途全館避難安全検証法（建基政令第129条の2）により、全館避難安全性能の確認が必要であること。

エ 令和2年国土交通省告示第522号第1号トの規定により、同一階に二以上のみなし防火区画部分が存する場合にあっては、当該二以上のみなし防火区画部分が相互に6m以上の離隔距離を確保することを求めているが、本規定の運用は、第3-1図を参考とすること。



第3-1図

## 2 堅穴区画

- (1) ダクト、配管類が防火区画の床を貫通する場合、可能な限りダクトスペース等を設けその中に入れること。◆
- (2) 建基政令第112条第11項ただし書きにより、避難階からその直上階又は直下階のみに通じる吹抜け（直下階から直上階まで3階層にわたって吹き抜けているものは含まれない。）で、内装を下地を含めて不燃材料で行う範囲は、当該吹抜きを含めて耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備若しくは両面20分の防火設備で区画された部分のすべてとすること。（昭和44年建設省住指発第149号）
- (3) 建基政令第112条第11項ただし書により堅穴区画しなくてもよい住宅又は長屋の住戸には店舗併用住宅等も含まれるものとする。ただし、店舗等の部分の床面積が住宅部分の床面積よりも小さい場合に限られること。
- (4) 百貨店、マーケット等のエスカレーター周囲の防火区画にあっては、通行に必要な部分を除いて、エスカレーターの側面部分は可能な限り耐火構造の壁とし、防火シャッターで区画する場合はガラススクリーン（線入ガラス等）を併設すること。◆
- (5) エスカレーター部分は建基政令第112条第11項の昇降路に該当するので、区画は水平引きシャッターとせずに堅穴区画とすること。
- (6) エスカレーターは法令上避難路として扱えないが、火災の際に区画内に人が残ることが考えられるため（昭和44年建設省全建行連発第7号）エスカレーター周囲を区画する場合、避難用の戸を設けること。
- (7) 堅穴区画は各階で区画することを原則とするが、2の階にのみわたる部分階段にあっては、下の階で区画すれば足りるものとする。
- (8) 全館避難安全検証法を行うことにより、堅穴区画の適用除外が認められた階段、吹抜けであっても、堅穴区画を設置すること。◆

## 3 小規模建築物における堅穴区画

- (1) 建基法第27条第1項第1号でいう警報設備は、建築基準法上の建築設備として扱われるものであり、建基政令第110条の5において規定し、警報設備の構造方法と設置位置は告示（令和元年国土交通省告示第198号）で定められている。具体の設備としては消防法令に定める「自動火災報知設備」又は「特定小規模施設用自動火災報知設備」を想定しているものであること。  
なお、建基政令第110条の5の「火災の発生のおそれの少ないものとして国土交通大臣が定める室」については、今後定められる予定であること。
- (2) 建基政令第110条の4でいう「入所する者」とは、対象用途の本来の目的に応じて施設を利用する者のことを意図しており、具体的には、老人ホーム等の居住型の入所施設や、老人短期入所施設（ショートステイ）等の短期宿泊型の入居施設などを想定しているものであること。
- (3) 建基政令第112条第11項及び第12項の「間仕切壁」や「戸」については、特定の仕様を求めているが、火災時の接炎によって直ちに火災が貫通するおそれのあるもの（ふすまや障子のほか、普通ガラス、厚さ3mm程度の合板等で造られたものなど）は対象外であること。
- (4) 建基政令第112条第12項及び第13項の規定による区画に用いる防火設備及び戸については、「防火区画に用いる遮煙性能を有する防火設備の構造方法を定める件（昭和48年建設省告示第2564号）」に基づくものとするか、大臣認定を受けたものとする。

## 4 用途区画

- (1) 建基政令第112条第18項で建築物の一部が建基法第27条第1項各号の一に該当する部分を用途区画する場合、原則として建基法別表第1（イ）欄の同一枠内であっても用途が異なるときは区画を要すること。ただし、異種用途であっても、物品販売業を営む店舗の一角にある喫茶店・食堂・ホテルのレストラン等で次の要件に該当する場合には区画は不要とすることができる。
  - ア 管理者が同一であること。
  - イ 利用者が一体施設として利用するものであること。
  - ウ 利用時間がほぼ同一であること。
  - エ 自動車車庫、倉庫等以外の用途であること。

- (2) 建基政令第112条第18項ただし書きにより用途区画を設けない場合は、次によること。
- ア 特定用途部分（建築基準法第27条第1項各号、第2項各号又は第3項各号のいずれかに該当する建築物の部分を用。以下、同じ。）と同一階に存する特定用途部分に隣接する部分は、両部分の在館者が火災時に一体的な避難行動をとることができるよう、両部分の在館者により一体的に利用されるものであり、かつ、同一の管理者により管理されていることが望ましいこと。（令和2年国土交通省国住指第4658号）
- イ 建基政令第112条第18項ただし書きにより設ける警報設備は、建築基準法上の建築設備として扱われるものであり、また、令和2年国土交通省告示第250号第2に規定されているとおり、自動火災報知設備に限られており、特定小規模施設用自動火災報知設備は含まれないものであること。

## 5 防火設備

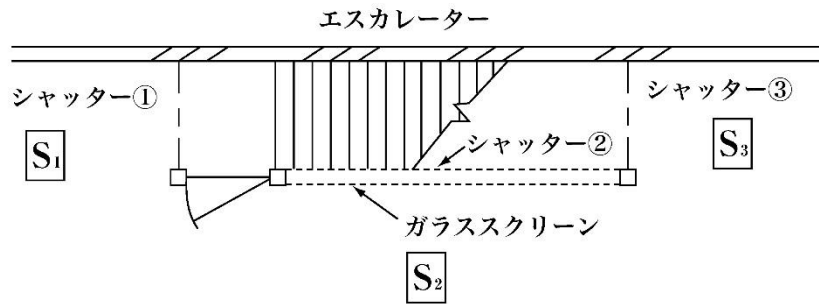
- (1) 防火設備は第2章第2節第2「建築物構造」. 1. (3)によるほか、次によること。
- (2) 防火区画に用いる防火設備の種別とその構造方法の取り扱いは、表3-1によること。

表3-1 防火設備の種別とその要求性能（建基政令第112条第19項）

条	項	号	区画種別	構造方法		
				遮炎性能 (第19項第1号)	遮炎性能・遮煙性能 (第19項第2号)	遮煙性能 (第19項第2号)
112	1	本文	面積区画	特定防火設備		
		2	適用除外階段等		特定防火設備	
	4		準耐火500㎡区画	特定防火設備		
	5		準耐火1000㎡区画	特定防火設備		
	6		4項、5項適用除外		特定防火設備	
	7		11階以上100㎡区画	防火設備		
	10		7項適用除外		防火設備	
			8項、9項適用除外		特定防火設備	
	11		竪穴区画		防火設備	
	12	本文	竪穴区画(3階病院等/200㎡未満)		防火設備	
		ただし書き	本文適用除外		10分間防火設備	
	13		竪穴区画(3階旅館等/200㎡未満)			戸(ふすま、障子その他これらに類するものを除く。)
18		異種用途区画		特定防火設備		

- (3) 建基政令第112条第19項で常時閉鎖若しくは作動した状態にあるか、又は随時閉鎖若しくは作動できるものにあつては面積が3㎡以内とされているが、これは開口部の大きさでなく、一の防火戸の大きさを規定しているものである。
- なお、3㎡を超える防火設備にあつては、昭和48年建設省告示第2563号第1、二、イからトまでに適合させること。
- (4) 一の竪穴区画に係る煙感知器連動の防火設備が同一階に2以上ある場合、原則として一の感知器の作動により、当該防火設備はすべて閉鎖又は作動すること。また、連動させる感知器の設置は、いずれの方向からの煙でも感知するような位置、個数とすること。

※ 第3-2図において、 $S_1$ 、 $S_2$ 、又は $S_3$ のいずれかが作動した場合に、シャッター①、②及び③が閉鎖すること。



第3-2図

- (5) 堅穴区画に係る防火設備（感知器の作動と連動するもの）の閉鎖又は作動については次によること。
- ア 階段については、感知器（当該部分を区画する防火設備の連動によるものに限る。）が作動した階のみとすること。
  - イ 吹抜け部分については、感知器（吹抜け部分を区画する防火設備の連動によるものに限る。）が作動した場合には全階作動すること。
- (6) 火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖しなければならない防火設備から10m以内の部分が、煙感知器の設置に不適当な場所及び非火災報を発するおそれがある開放廊下等である場合とは、次に掲げる場所であること。
- ア 換気口等の空気吹出口に近接する場所
  - イ じんあい、微粉又は水蒸気が多量に滞留する場所
  - ウ 腐食性ガスの発生するおそれのある場所
  - エ 厨房等正常時において煙等が滞留する場所
  - オ 排気ガスが多量に滞留する場所
  - カ 煙が多量に流入するおそれのある場所
  - キ 結露が発生する場所

（昭和48年建設省告示第2563号）

なお、アからキまでの場所に煙感知器を設置する場合は次のいずれかによること。◆

- ア 煙感知器を蓄積型とする。
  - イ 非蓄積型の煙感知器を設ける場合は、二の感知器の作動の組合せにより連動させる。
- (7) 監視規模が大きくなった場合は、防災センター等において防火設備の閉鎖又は作動状態も含めて監視できる集中制御方式とすること。◆
- (8) 昭和48年建設省告示第2563号第1、二、トで、防火戸の自動閉鎖機構（温度ヒューズ連動を除く。）は予備電源を必要としているが、電源を遮断することにより起動する防火戸の自動閉鎖機構で、シャッター以外の防火戸に用いるものについては避難上の支障が生ずるおそれがない場合、予備電源を設置しないことができるものとする。（昭和49年建設省住指発第342号）
- (9) 防火区画を構成する防火戸は、原則として常時閉鎖式とすること。ただし、防火対象物の使用形態の関係から、当該防火戸の開閉が頻繁に行われるなど、常時閉鎖式防火戸の設置が難しい場合には、防火戸の閉鎖に障害がないように配慮の上、随時閉鎖式又は連動機構付きの常時開放式のものとすること。◆

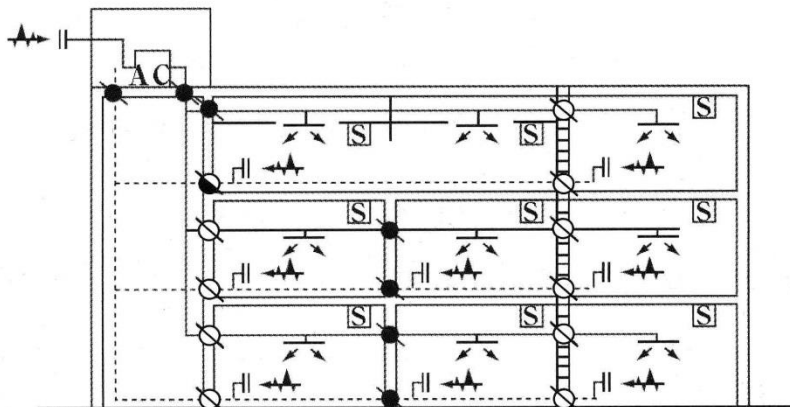
## 6 風道及び防火ダンパー

- (1) 防火ダンパーは第2章第2節第2「建築物構造」. 1.(3)によるほか、次によること。
- (2) 予備電源としての自家発電設備室の換気風道は専用とし、当該換気風道については、機械換気設備の機械室及びポンプ室等（耐火構造の壁及び床又は特定防火設備で区画されたものに限る。）の部分を除き、おおむね30分間以上の耐火性能を有するもので被覆等すること。
- なお、当該換気風道が建基政令第112条等に規定する防火区画を貫通する場合は、当該防火区画内を通過する部分の風道は、耐火構造で造る等当該区画貫通部分に防火ダンパーを設けない構造とすること。
- (3) 防火ダンパーは可能な限り防火区画の壁又は床の貫通部に直接取り付けること。

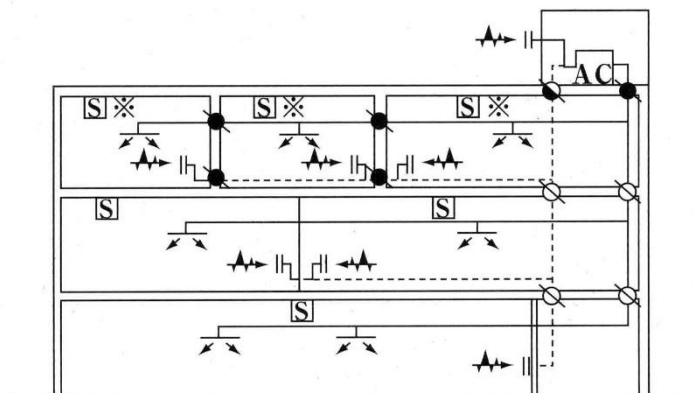
なお、やむを得ず貫通部の直近に設ける場合、貫通部と防火設備との間のダクトは厚さ 1.5 mm以上の鉄板とするか、又は鉄鋼モルタル塗その他の不燃材料で被覆すること。

- (4) 昭和 48 年建設省告示第 2565 号で火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖する構造の防火設備とすべき場合は、風道が堅穴区画又は異種用途区画を貫通する場合及び風道そのものが堅穴的な構造であること。
- (5) (4)の同告示中第1項第1号本文の括弧書については次のように運用すること。(第3-3図参照)
- ア 最上階に設けるダンパーには煙感知器連動とする必要のないものがあること。
  - イ 火災時に送風機が停止しない構造のものにあつては、煙の下方への伝播も考えられることから、空調のシステムを総合的に検討する必要があること。
  - ウ 同一系統の風道において換気口等が一の階にのみ設けられている場合にあつては、必ずしも煙感知器連動ダンパーとする必要のないものがあること。(昭和 56 年建設省住指発第 165 号)
- (6) (3)によるダンパーの煙感知器は、間仕切壁等で区画された場所で当該ダンパーに係る風道の換気口等がある場合は、壁(天井から 50 cm以上下方に突出した垂れ壁等を含む。)から 60 cm以上離れた天井等の室内に面する部分(廊下等狭い場所であるために 60cm以上離すことができない場合にあつては、当該廊下等の天井等の室内に面する部分の中央の部分)に設けること。
- なお、第3-4図のような場合、当該風道の吹出口又は吸込口がある部分のいずれの感知器の作動によっても閉鎖すること。◆
- (7) 温度ヒューズは、当該温度ヒューズに連動して閉鎖するダンパーに近接した場所で風道の内部に設けること。

例-1

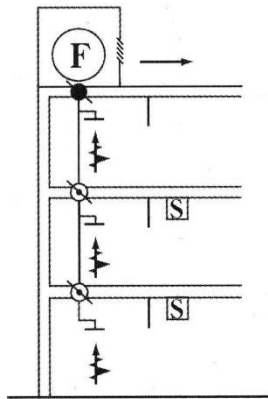


例-2



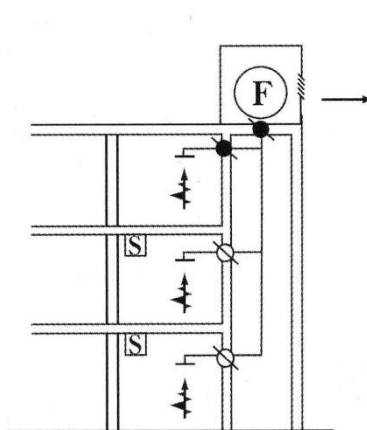
例-3

(湯沸室系統)



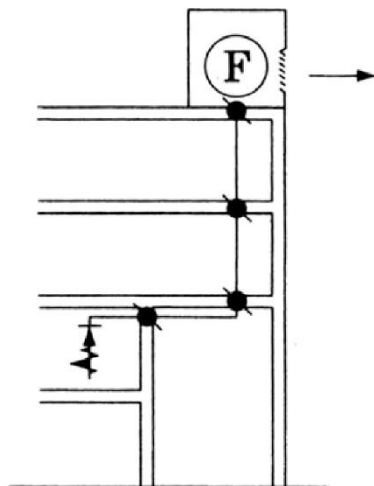
例-4

(便所系統)



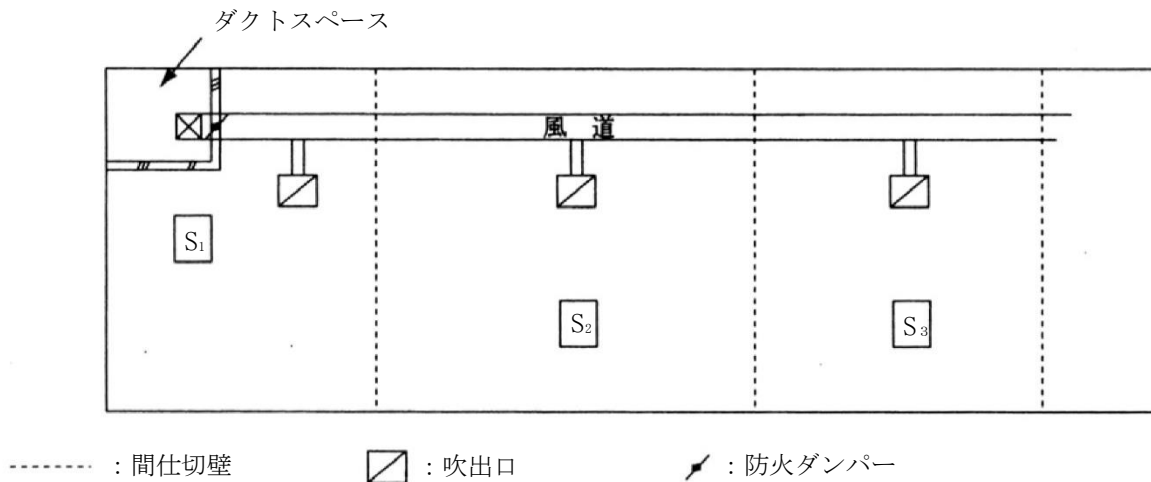
(注) 避難上及び防火上支障がない場合は、SFDをSD又はFDとすることができる。

例-5



- ☉ SFD 温度ヒューズ付煙感知器連動ダンパー
- ☉ SD 煙感知器連動ダンパー
- FD 温度ヒューズ付ダンパー
- ☉ SD 空調機が煙感知器連動運転制御装置付の場合は、FD
- ☐ S 煙感知器
- ☐ S ※ 空調機が煙感知器連動運転制御装置付の場合は、不要
- AC 空調機
- ⊙ F 排気機又は給気機
- ==== 耐火構造等の防火区画 (異種用途区画除く)
- ||||| 異種用途区画

第3-3図



第3-4図

## 7 防火設備の管理

- (1) 政令別表第1に掲げる防火対象物の防火設備は、火災が発生したときに延焼を防止し、又は有効な消防活動を確保するため、次に定めるところにより管理しなければならない。
  - ア 防火設備は、常時閉鎖式又は作動できるようにその機能を有効に保持し、かつ、閉鎖又は作動の障害となる物件を置かないこと。
  - イ 防火設備は、火災により生じる圧力、外気の気流等の影響により閉鎖又は作動に支障を生じないようにすること。
  - ウ 防火区画の防火設備（遮熱力のあるものを除く。）に近接して、延焼の媒介となる可燃性物件を置かないこと。
  - エ 風道に設ける防火設備は、容易に点検できる構造とし、その機能を有効に保持すること。
- (2) 旅館、ホテル、宿泊所又は病院の階段に設ける防火設備は、夜間時に閉鎖又は作動状態を保持しなければならない。ただし、火災時の煙により自動的に閉鎖し又は作動するものにあつては、この限りでない。

## 8 共同住宅

- (1) 高層区画の適用除外基準（建基政令第112条第10項）  
11階以上の200㎡以内の共同住宅の住戸で住戸ごとに区画されたもの。
- (2) 堅穴区画（建基政令第112条第11項）  
200㎡以内の共同住宅の住戸内の階段の部分等については、区画を要しないことができること。

## 9 建築物の間仕切壁

- (1) 防火上主要な間仕切壁の範囲（建基政令第114条第2項）
  - ア 学校にあつては、教室等相互を区画する壁及び教室等と避難経路（廊下、階段等）を区画する壁。ただし、教室と廊下が不燃材料で造られたパーティションパネル等（建具含む。）で区画されているものは、この部分も開口部として取り扱うことができる。
  - イ 病院・診療所・児童福祉施設等、ホテル・旅館、下宿及び寄宿舍にあつては、病室、就寢室等の相互間の壁で、3室以下かつ100㎡以下（100㎡を超える室にあつてはこの限りではない。）に区画する壁及び病室や就寢室等と避難経路を区画する壁。  
なお、病室や就寢室以外の室（火災発生のおそれの少ない室を除く）も同様とすることが望ましい。◆  
また、病院・診療所・児童福祉施設等、ホテル・旅館、下宿及び寄宿舍の用途の建築物の場合は、自力避難が困難な施設であるため、学校の場合のパーティションパネル等の取扱いは適用できない。
  - ウ マーケットにあつては、店舗相互間の壁のうち重要なもの。
  - エ 火気使用室とその他の部分を区画する壁。
- (2) 国土交通大臣が定める間仕切壁を準耐火構造としない場合（平成26年国土交通省告示第860号）の「避難上有効なバルコニー」の構造
  - ア バルコニーは、その1以上の側面が道又は道に通ずる幅員50cm以上の通路その他の空地（以下、「道又は道に通ずる通路等」という。）に面し、かつ、当該道又は道に通ずる通路等に安全に避難するために必要な設備（タラップ等）を有していること。
  - イ バルコニーの面積は、1.2㎡以上とし奥行き寸法は75cm以上とすること。
  - ウ 屋内からバルコニーに通ずる出入口の戸の幅は75cm以上、高さ120cm以上、下端の床面からの高さは支障なく出ることができるものとする。
  - エ バルコニーは、十分外気に開放されていること。
  - オ バルコニーの床は、構造耐力上安全なものとする。

## 10 その他

- (1) 政令別表第1(5)項イのホテル等の宿泊室と廊下とを準耐火構造の壁で区画し、開口部には防火戸を設けること。◆
- (2) 建基政令第114条第1項で共同住宅等の各戸を耐火構造の壁で区画する場合、同第112条第16項及び第17

項に基づき、区画する界壁が接する外壁部分（90cm幅）を耐火構造とし、当該部分にある開口部には防火設備を設けるか、50cm以上突出した耐火構造のひさし若しくはそで壁を設けること。◆

- (3) 冷凍倉庫等において壁、床を断熱する場合、壁と床が接する部分に断熱材によって防火的な間隙が生じないようにすること。

※ 壁の断熱工事をした後に床版を取り付ける工法の場合に生じやすい。

- (4) カーテンウォール工法にあつては、床版先端とカーテンウォールとの間に間隙が生じやすいが、間隙にはモルタル等を十分に充てんすること。

また、カーテンウォール支持部材及び構造上重要な方立も耐火被覆をすること。◆

- (5) プレキャストコンクリート板を使用する壁、床にあつては、所定の施工仕様に基づき目地部分の間隙充てんや端部の耐火被覆等を十分に行うこと。

- (6) 建基政令第112条第1項でスプリンクラー設備等の消防用設備等を設ける場合、消防法令の基準に適合させること。

なお、同第128条の5、建安条例第8条で設ける場合も同様とする。

※ 設置に係るスプリンクラーヘッドの個数は、省令第13条の6第1項第1号表中「その他のもの」とする。



【参 考】

防火区画関係の条文

建 基 法	建 基 政 令	建 基 法 関 係 告 示
第2条（定義）  第26条（防火壁等）  第35条の3（無窓の居室等の主要構造部） 第36条（技術的基準の補足）	第109条（防火戸その他の防火設備） 第109条の2（遮炎性能に関する技術的基準）  第113条（木造等の建築物の防火壁及び防火床）  第111条（窓その他の開口部を有しない居室等）  第112条（防火区画） 第113条（木造等の建築物の防火壁及び防火床） 第114条（建築物の界壁、間仕切壁、隔壁）	平成12年建設省告示第1360号 （防火設備の構造方法を定める件）           昭和48年建設省告示第2563号 （防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件） 昭和48年建設省告示第2564号 （防火区画に用いる遮煙性能を有する防火設備の構造方法を定める件） 昭和48年建設省告示第2565号 （防火区画を貫通する風道に設ける防火設備の構造方法を定める件） 平成12年建設省告示第1369号 （特定防火設備の構造方法を定める件） 昭和50年建設省告示第1597号 （建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備の構造方法を定める件） 平成12年建設省告示第1422号 （準耐火構造の防火区画等を貫通する給水管、配電管その他の管の外径を定める件） 平成28年国土交通省告示第694号 （強化天井の構造方法を定める件）
建 安 条 例		
第8条（直通階段からの避難経路） 第25条（連続式店舗の構造） 第39条（ボイラー室の構造） 第48条（客席と舞台部との区画） 第49条（客席とその他の部分の区画） 第50条（舞台と舞台部の各室との区画） 第73条の9（地下街と他の地下工作物等との区画）		